八代浄水場運転管理等業務委託プロポーザル実施要項

1　目的

この実施要項は、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）が行う「八代浄水場運転管理等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものである。

2　業務名及び対象施設

（１）　業務名：八代浄水場運転管理等業務委託

（２）　対象施設

対象施設は、次に示すとおりである。各施設の概要は、設計書、一般仕様書及び特記仕様書に示す。

① 導水施設（萩原接合井）

② 浄水施設

③ 汚泥処理施設

④ ポンプ場施設

⑤ 送水管路を除くその他関連施設

3　業務内容

業務内容は、設計書、一般仕様書、特記仕様書、要求水準書に示すとおりである。

4　業務時間

（１）　１日２４時間通年を対象とする。

（２）　災害・事故等緊急事態発生時またその恐れがあるときは、管理マニュアルに基づいて対応し、直ちに監督員に報告し、指示に従うこと。

5　従事者の構成及び資格

従事者の構成及び資格については、一般仕様書に示すとおりである。

6　委託期間

委託期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとする。ただし、既供用の施設であるため、諸設備の運転操作方法を理解し、既受託者からの業務引継ぎを容易とするため、事前に自ら研修等を行うものとする。

7　予定価格

一金　４０６，５９３，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

8　最低制限価格　無

９　最低制限評価点数　有

１０　参加資格

次の(１)～(８)に掲げる全ての要件を満たすものであること。

（１） 申請日現在、上天草・宇城水道企業団競争入札参加資格申請書を提出し、受理されている者であること。

（２） 九州内に本・支店あるいは営業所（商業登記済）を有する業者であること。

（３） 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱（平成 10 年上天草・宇城水道企業団要綱第 2 号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（４） 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（５） 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（６） 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)第１７条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。

（７） 日本国内において、「水道法第２４条の３に基づく第三者委託」により、水道用水供給事業又は、水道事業に係る浄水施設（凝集沈澱処理・急速ろ過処理を行う施設能力２０，０００㎥／日以上の施設）の運転管理業務（運転監視業務及び保守点検業務等）を平成２７年４月１日以降に元請として事故なく３年以上履行した実績を有すること。なお、受注を証明できる書類の提出が必要である。

（８） 参加形態は単体企業であること。

１１　参加申出書提出の期限、場所及び方法

提出期限：令和７年１１月２６日(水)　午後５時まで

提出場所：上天草・宇城水道企業団総務係

〒869-0445 熊本県宇土市浦田町９７番地

TEL：0964-22-6733　FAX：0964-22-6734

E-mail：soumu@kamiama-ukisuido.jp

提出方法：様式第１号により、１０参加資格の(７)のわかる資料を添付し、上記提出場所に持参すること。(郵送では受け付けない。)

１２　受託者選定方式

プロポーザル方式により選定するものとする。

１３　技術提案書の作成要領

（１） 技術提案に関する条件

① 委託料の支払い

企業団が委託期間を通じて支払う委託料は、受託者の受託額（見積書額）の取引にかかる消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、事前研修等業務実施準備に係る費用については受託者の負担とする。

② 土地及び施設の利用

受託者は、業務期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用することができるが、通常の使用に伴うもの以外の汚損・損失は受託者の負担とする。また、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信費等の節減に努めるものとする。ただし、受託者による事務室等への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については受託者の負担とする。

③ 保険の加入

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険等に加入すること。

④ 業務の再委託

業務の一部又は一括しての再委託等は禁止する。ただし、水道法第 24 条の 3 に基づかない法定外委託は除く。

（２） 提案内容

技術提案書は、次の事項に関する提案等を記載すること。

① 会社の概要
② 施設管理から発生する損害補償について
③ 業務実績
④ 配置予定者の各種資格所有者数
⑤ 本業務における実施方針及び内容
⑥ 業務実施体制
⑦ 必要な資格事項（総括責任者の要件を満たす資料等）
⑧ 会社独自のアピール等
⑨ 施設見学用のアイデア等
⑩ 履行確認に関する考え方
⑪ 将来のコスト縮減方法
⑫ 見積書(仕様書等に記載されている内容をふまえ、設計書に沿うよう見積書を作成し提出すること。)

（３） 書式

技術提案書は、別紙「技術提案書様式」により日本産業規格『Ａ４版』縦置き横書き左綴じ(図表等に『Ａ３版』を使用する場合、折り綴じること・・・Ａ４版)

枚数制限は設けないが、簡潔明瞭に記載すること。また必要に応じて資料を添付すること。

（４） 技術提案書提出に関する留意事項

① 費用負担

技術提案書の作成にかかる費用は、全て提出者の負担とする。

② 著作権

提出者からこの要項等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、企業団は本業務の範囲内で必要と認める場合にはこれらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類は、上天草・宇城水道企業団情報公開条例に基づき、公開されることがある。

③ 提出書類の取扱い

提出済みの提案書は、原則として変更できない。また、返却しない。

④ 提示資料等の取扱い

完成図書等、提案書作成のため必要な技術的資料は、企業団との協議のうえ、閲覧することができる。提示する資料等については、提案書作成にかかる検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 同一事項に対し、２とおり以上の提案があった場合

イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ) 著しく信義に反する行為があった場合

エ) 参加資格確認結果通知書発効後に参加申出書に虚偽があった場合

１４　技術提案書の提出方法及び提出先

（１） 技術提案書には、様式第４号の提出意思確認書を１部添付し提出すること。また、提案書を提出しない場合も同確認書を１部提出すること。ただし、技術提案書を提出しない場合は、辞退として取り扱うものとする。

（２） 提出先　：１１の参加申出書の提出場所と同じ

（３） 提出期限：令和７年１２月２２日（月）　午後５時まで

（４） 提出部数：８部（Ａ４版）

（５） 提出方法：持参のみとする。

１５　実施要項等の内容についての質問の受付及び回答

（１） 質問は原則として文書によるものとする。この要項等及び技術提案書の作成に関し疑義がある場合には、質問書（別紙１）によりＥメールにて問い合わせること。電話での問い合わせには応じない。（送信後、確認の連絡をすること。）

（２） 質問受付：１１の参加申出書の提出場所と同じ

（３） 質問の受付期限：令和７年１２月１１日（木）　午後５時まで

（４） 質問に対する回答は、令和７年１２月１５日（月）までに行う。

（５） 質問の回答は、ホームページへ掲載する。

１６　現地確認

対象施設の現地確認を希望する参加者は、現地確認申込書（別紙２）を１１の担当係に提出すること。現地確認の日程については、企業団から後日通知する。

１７　ヒアリング

（１） 提出された提案書に基づき、後日、選定委員によるヒアリングを実施する。ヒアリング参加人数は３名までとする。なお、ヒアリング開催の詳細については別途連絡する。

（２） 時間は、説明時間４０分、質疑応答時間１５分程度とする。

１８　審査

（１） 審査内容は公表しない。

（２） 参加者が１者の場合でも審査を行うものとする。

（３） 審査結果は速やかに参加者に通知する。

１９　評価の基準

（１） 経営規模

（２） 履行保証力

（３） 契約不適合を担保すべき責任

（４） 業務遂行力

（５） 業務の理解度

（６） 本業務に対する取り組み姿勢

（７） 総括責任者の業務執行技術力

（８） 地域精通・貢献度

（９） 提案内容の的確性

(10)　内部情報伝達

(11)　説得性

(12)　協調性

(13)　資料調達力

(14)　危機管理、安全対策

(15)　コスト等

(16)　その他

２０　委託契約の締結

提案書の評価点により、最高点の第１位提案者に交渉権を与え、見積金額及び仕様書について確認を行い、双方合意した時点で委託契約を締結する。不調となった場合は、第２位の提案者(以降同様)と交渉を行う。

２１　今後の日程(予定)

（１）参加申出書提出の期限	令和７年１１月２６日(水)
（２）参加資格確認結果通知	令和７年１２月１日(月)
（３）現地確認申込期間	令和７年１２月１日(月)～２日(火)
（４）現地確認	令和７年１２月４日(木)～５日(金)

（５）質問の受付期限　　令和７年１２月１１日(木)
（６）技術提案書提出期限　　令和７年１２月２２日(月)
（７）技術提案書ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ　　令和８年１月１４日(水)
（８）審査結果の通知　　令和８年１月１９日(月)予定

２２　その他

（１）施設の運転管理等にあたる従事者（社員）の雇用については、適正な賃金体系のもと可能な限り地元雇用に努めるとともに、現在の受託業者の従事者で当該施設に勤務する従事者のうち、希望する者の継続雇用等について配慮すること。

（２）提案書の提出後に辞退する場合は、令和８年１月７日(水)午後５時までに辞退届(様式任意)を提出すること。